


国に求める規制緩和（成長産業）の具体的な内容

◆ 大学に関する規制緩和

◇ 公立大学法人の出資範囲の拡大（ベンチャーキャピタル・ファンド等への出資の可能化）

国立大学法人と比較すると、公立大学法人が出資できる範囲は、制約がある。  出資範囲を国立大学に合わせるよう拡大が必要。

<国立大学法人と公立大学法人の出資範囲の違い>

	特定大学 技術移転事業者 (技術移転機関※1)	成果活用促進事業者 (共同研究開発等の研究・企画 あっせん事業者※2)	特定研究成果活用 支援事業者 (大学発ベンチャーを支援するベン チャーキャピタル・ファンド)	研究成果活用事業者 (コンサル、研修、講習等 を行う事業者)	指定国立大学※3 研究成果活用事業者 (大学発ベンチャー)	教育研究施設の管理・ 利用促進事業者
国立大学法人 (根拠法) (国立大学法人法)	出資可能 法第22条第8号	出資可能 法第22条第8号	出資可能 法第22条第9号	出資可能 法第22条第7号	出資可能 法第34条の2	出資可能 法第22条第6号
公立大学法人 (根拠法) (地方独立行政法人法)	出資可能 法第21条第2号	出資可能 法第21条第2号	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

※1 技術移転機関 (TLO: Technology Licensing Organization)

大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人。大学発の新規産業を生み出し、それにより得られた収益の一部を研究者に戻すことにより研究資金を生み出し、大学の研究の更なる活性化をもたらすという「知的創造サイクル」の原動力として産学連携の中核をなす組織。

※2 ・ 民間事業者との共同・委託研究の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究を行う事業者 (例: 大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う研究所)
 ・ 大学が民間事業者との共同・委託研究の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を企画・あっせんする事業者
 (例: 大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングするオープンイノベーション機構)

※3 指定国立大学法人: 東北大学、東京大学、京都大学、東京工業大学、名古屋大学、大阪大学、一橋大学、筑波大学、東京医科歯科大学、九州大学

国立大学法人等による出資の範囲

出所:令和4年7月22日 文部科学省 科学技術・
学術審議会 産業連携・地域振興部会(第4回)
配布資料

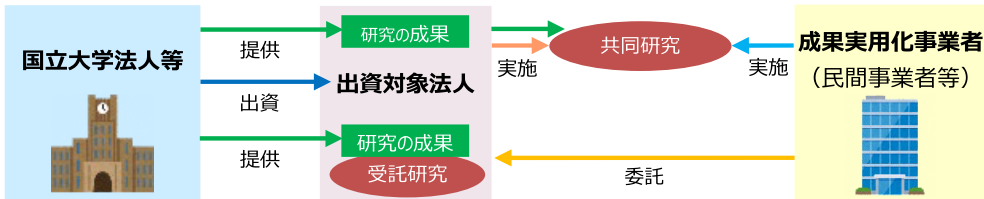
近年、国立大学法人等が保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大している**。(< > 囲いは対象事業者への出資が可能になった年)

I. 研究成果の活用

1. 成果活用促進事業者 <令和3年・政令改正> 【対象：全ての国立大学法人等】

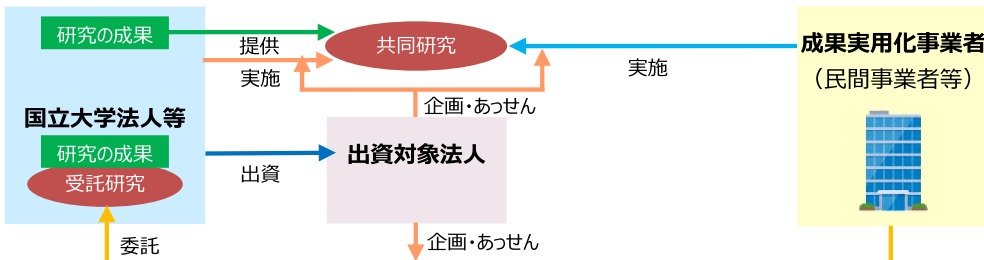
- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

(例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う**研究所**)



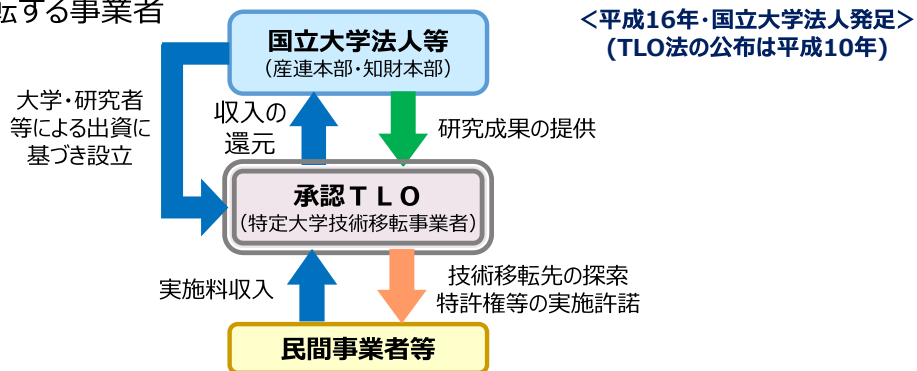
- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あっせん**する事業者

(例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングする**O I 機構**)



2. 特定大学技術移転事業者 (承認TLO) 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者

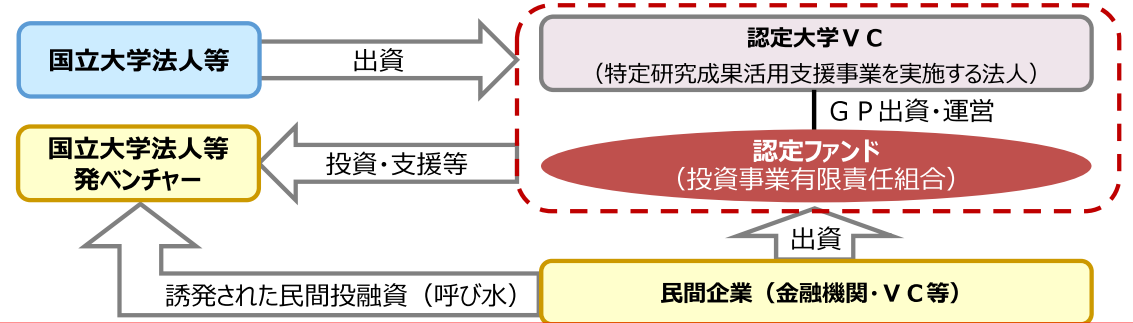


3. 特定研究成果活用支援事業者

【対象：全ての国立大学法人等】

<令和4年・VC等認定指針・出資認可基準改正> (産業競争力強化法の公布は平成25年)

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



4. 研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により拡大> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：指定国立大学法人】

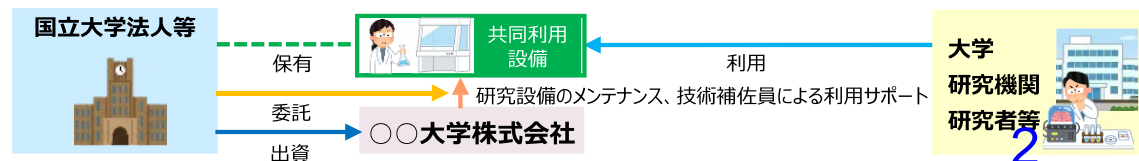
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



II. 教育研究施設の管理・利用促進

6. 教育研究施設管理等事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者

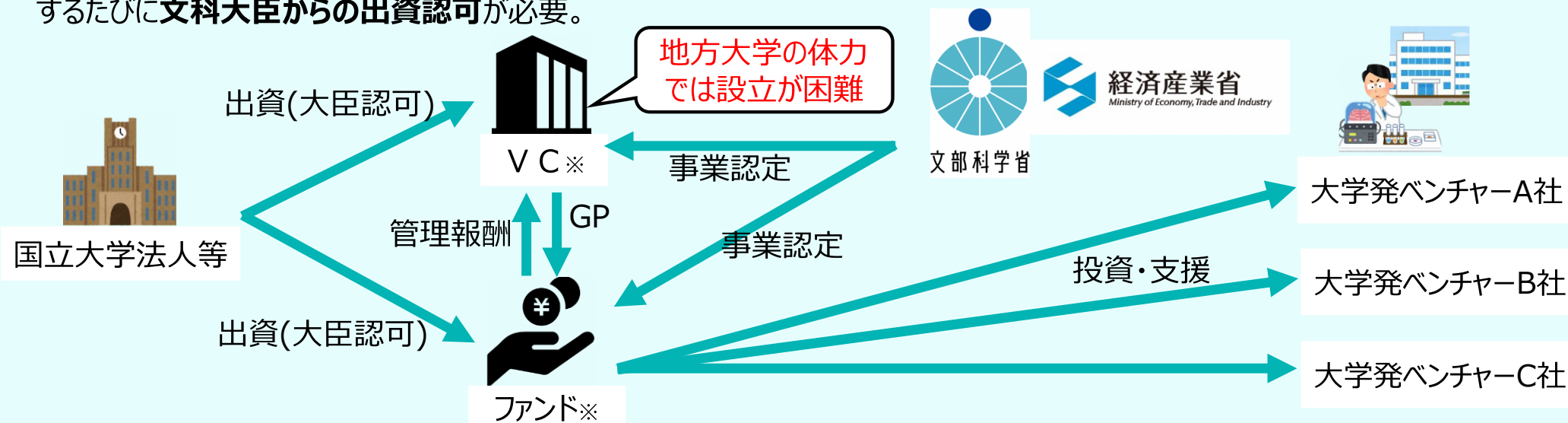


告示等の改正で可能となったファンド等への出資スキームについて

制度改正前から可能な出資スキーム

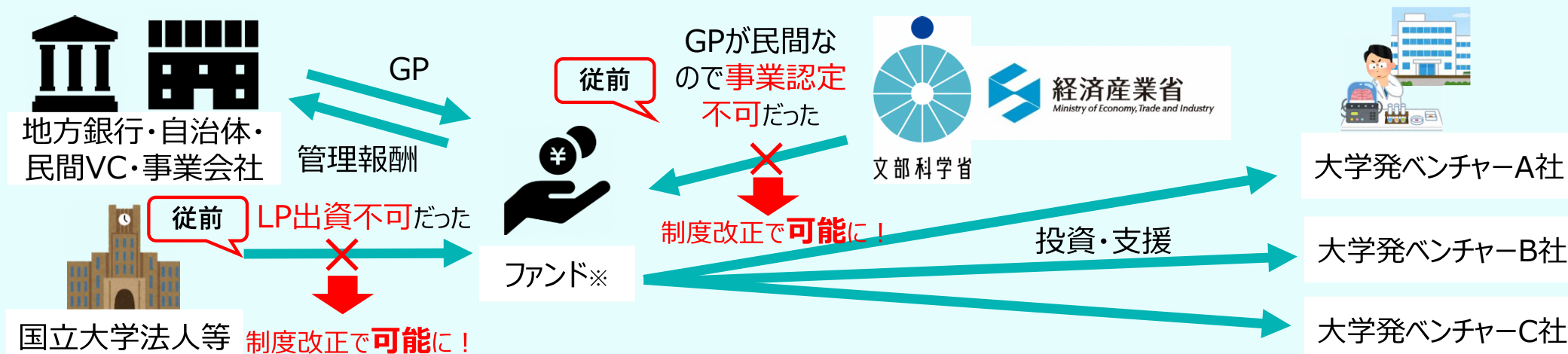
GP (General Partner): ファンドの運用に責任を負う無限責任組合員
 LP (Limited Partner): ファンドの出資者となる有限責任組合員

- 国立大学法人等は、文科大臣・経産大臣から認定を受けたVC・ファンドに出資が可能。また、認定を受けた後でも、出資を実施するたびに文科大臣からの出資認可が必要。



制度改正で可能となった出資スキームの一例

- これまで、民間VC等がGPを務める地域ファンドは大学発ベンチャーを支援しているが、大学からは出資を通じた社会実装支援ができなかった。



※当該国立大学等における技術に関する研究成果を活用した大学発ベンチャーに投資・支援することを主たる目的としたVC・ファンド 2